

No.402  
2019  
November

11

# あすのたね

もりやま商エジャーナル あす 未来の事業の花を咲かせるために…



特集

今からでも十分間にあう事業承継②



Business Compass

**消費増税に伴う経理処理** ————— 8

会員事業所訪問 もーりーの気になるお店

**「active fit 24」** ————— 13

商工会議所活用ガイド

**補助金活用と会議所の支援で売上UP** ————— 14

今月のたね 読者アンケート調査 ————— 16

### 新コーナー紹介 / 今月のたね

皆様が日頃関心をお持ちの“旬”のテーマで一問一答！

リニューアルしたもりやま商工ジャーナル『あすのたね』では、一方的に情報発信をするだけでなく、会員事業所の皆様のご意見等をお伺いし、誌面に反映させるとともに、ご意見を掲載することで会員相互の交流も図っていただければと考えております。

毎月“旬”のテーマで一問一答形式のアンケート調査を行い、結果を次月号でお知らせします。匿名でのアンケート調査ですので、お気軽にご回答ください。

併せて、『あすのたね』本誌へのご意見・ご要望も受け付けております。ぜひ皆様のお声をお聞かせください。



<https://forms.gle/kCVqrD1yostn6xqe8>

## 守山市 住宅等改修助成について

消費税率引上げによる市内経済への影響緩和、地域経済の活性化および個人消費の拡大を目的とし、住宅等改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の範囲内において臨時的に助成金を交付します。

### 対象者

市内に住所を有し、居住している方

### 助成額

助成対象工事費100万円以上(消費税抜き)に対し  
**一律10万円**

### 対象となる住宅等

住宅および店舗(小売業、一般飲食業、洗濯業、理容業、美容業等)

### 助成対象工事

内装工事、外装工事、住宅設備工事、エコリフォーム工事、バリアフリー改修工事、助成対象工事と合わせて施工されるエアコン設置工事および太陽光発電システム設置工事等  
※施工業者「市内に本社又は本店を有する法人」又は「市内の個人の施工業者」を利用すること

### 申請提出場所

守山市役所 商工観光課(市役所新館2階)

### 要項等配布場所

守山市役所 商工観光課、守山商工会議所



申請要件等、詳しくは要項または守山市のホームページをご覧ください、ご不明な点につきましては、**守山市商工観光課(TEL 077-582-1131)**までお気軽にご相談ください。  
<http://www.city.moriyama.lg.jp/shokokanko/2019juutakutoukaisyu.html>



### 草津税務署からの お知らせ

税について“ちょっと”考えてみよう！

## 税を考える週間

期間 11月11日(月)～11月17日(日)

・本年10月から消費税が10%になり、併せて食料品等の軽減税率制度(8%)が実施されました。軽減税率制度は全ての事業者の方に関係します。軽減税率制度の説明会(「区分経理(記帳)」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れなど)を実施しています。

・確定申告について、令和2年1月以降スマホでの利用可能対象範囲が拡大され、e-tax利用がより便利に!!

詳しくは国税庁HP([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。国税庁のホームページでは、「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。



税を考える週間 🔍 検索 国税庁

事業者のみなさん！対応はお済みですか？  
**消費税軽減税率制度説明会**の開催について  
各市で開催中 お近くの会場へ

開催日時	場所	留意事項
11/20(水) 10:30～11:30	草津納税協会(税務署前) 草津市大路1丁目17-18	【要予約】
11/26(火) 15:00～16:00	栗東芸術文化会館 さくら(大ホール) 栗東市糺2丁目1-28	駐車場は有料になります。
12/6(金) 15:15～16:15	草津納税協会(税務署前) 草津市大路1丁目17-18	【要予約】

連絡先 草津税務署 法人課税(第一)部門  
TEL 077-562-1315(内線613)

※お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

## 特集

# 今からでも十分に 間にあう事業承継②

さて、前回の記事では、倒産の2.9倍の2万3千件余りの企業が年間、休業しており、その大きな原因が後継者不足により事業承継が出来ていないことであるという現状をお伝え致しました。また、休業する半数以上が、利益を上げ資産もある企業で、社会的に求められている企業であることもお伝えしました。

休業のきっかけで最も多いのは前回お伝えしたように経営者の高齢化・健康問題です。廃業した企業の経営者の多くは相談しても解決できずと思わなかったと回答してます。これらのデータも踏まえ、これまで私が見聞きした廃業する企業のメカニズムは以下のようなものではないかと考えています。



事業承継に明確な期限が無い

日々の忙しさに紛れ対応が後手

経営者が健康寿命を超える

高齢化で体が動かなくなる

後継者が育っていない・居ない

廃業・休眠

スタートは事業承継に明確な期限が無いため、誰かが、そろそろ事業承継を考えないといけないよ、と言ってくれる訳もなく、目の前の仕事に忙殺されて、気付いたら身体が言うことが聞かず、時すでに遅し、となっているのが現実なのです。

前回は引き続き、本特集を読んで頂いている

経営者のあなた。あなたに今まさに事業承継を考える時期が来ているのです。前述の通り、あなたの企業は社会から求められている会社です。経営者一人の問題ではなく、家族、従業員、顧客、取引先に求められているのです。企業が存続していくことを、「事業承継」とは大きな「経営課題」なんです。

前回にもお見せした右の図。スタートはステップ1の事業承継の必要性の認識です。記事をご覧ください。経営者であるあなたの年齢は何歳ですか？健康寿命は男性72歳、女性74歳程とされています。ステップ2や3を考えると1年や2年で出来るものではありませんよね。併せて後継者を育てる、社外に引き継ぐことを考えると5～10年単位で時間が必要になります。待たなしです。気付いて下さい。体を壊してからでは遅いのです。

前回、ステップ2と3について、ごく簡単にご説明しました。次にステップ4です。ここでは後継者が居るのか、居ないのかによって2つに分かれます。

**<親族内・従業員承継>**

後継者が居る場合は事業承継計画の策定に入ります。事業承継計画の策定については中小企業庁のHPに記入例も含めて分かり易く案内されています。

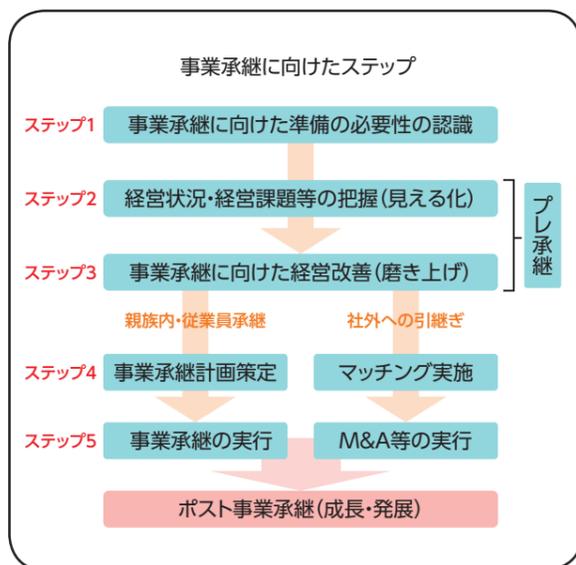
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei20/q18.htm>



経営者一人では対応できない、と言う場合には守山商工会議所やよろず支援拠点に相談してみてください。事業承継を円滑に行うために必要な事項が整理されて、具体的なスケジュールに落とし込みができるようになります。私が経験上言える後継者へ引き継ぐポイントは3つです。

**ポイント①**

親族でも従業員でも意思確認はしっかり。継がせるつもりだったのに、継ぐ意思が無かったなんてことは多々あります。つもりではなく、キチンと話し合いお互いの考えを合わせましょう。



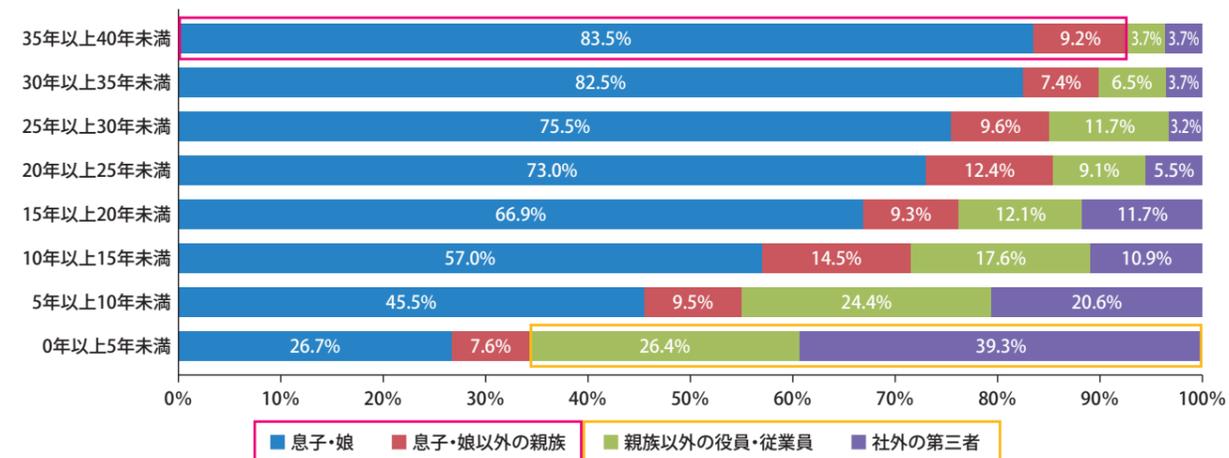
**ポイント②**

後継者への教育をみっちり。経営者と従業員では見ている景色が違います。一従業員としての現場の知識は必要です。ただそれと同様に財務の目線や取引先、金融機関、顧客との関係性、経営者同士の繋がり、など経営者がこれまで先んじて学んできたことを、今度は体系的に効果的にみっちり教育をしていきましょう。

**ポイント③**

後継者への株式、事業用資産の集中。後継者が安定して経営をしていくためには事業用資産や自社株式(2/3以上が望ましい)を集中させて承継することが重要です。事業用資産や自社株式を承継させるには後継者による事業用資産の買い取り、および相続税、贈与税など多額の資金が必要となりがちです。この問題は早い時期からの専門家のアドバイスをもらい計画的に行うことが重要です。また自社株式が分散している場合には可能な限り買い取りを行うと同時に株式の分散を防ぐ必要があります。

経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係



**<社外への引継ぎ>**

後継者が居ない場合はM&Aで事業を次の会社へバトンタッチする方法を考える必要があります。M&Aと聞くと「身売り」「ハゲタカ」のようなイメージはありませんか？

確かに一昔前は親族への承継が殆どでした。上記の経済産業省が公表したグラフを見て下さい。

経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係を表したものです。在任35年以上では90%以上が親族内への承継でした。しかし、在任期間をご覧下さい。社外への承継(M&A)が約4割と、親族への承継、従業員への承継よりも割合が大きくなっています。

そうなんです。すでにM&Aは事業を残す手段として地位を得ているのです。



言い換えれば、経営者の子どもが会社を引き継ぐことのほうが、珍しくなっているのです。M&Aは既に経営者の取るべき戦略の一つとなっているといっても過言ではありません。

うちは赤字だから・・・という経営者の方。赤字企業でも引き受けてくれる企業はあります。赤字だからこそ、何とかしようという経営者の方は沢山おられます。どうせ1円にもならないと諦める前に、M&Aという選択肢を選んでみませんか？

各都道府県には事業引継ぎ支援センターというM&Aを支援する公的機関があります。また弊社のように民間のマッチングセンターもあります。弊社は滋賀県に特化しているM&A仲介会社で無料相談を受け付けています。詳しくは、弊社ホームページや折込チラシをご覧ください。

滋賀県スモールM&A で検索

<http://sma-shiga.com/>

滋賀県にとって価値ある中小企業を次の世代にバトンタッチし、社会的意義のある御社を存続させていきましょう！

# 11月のスケジュール

お知らせ MORIYAMA

1 金	臨時議員総会 環境社会検定 (eco検定) 申込締切
2 土	
3 日	【文化の日】
4 月・祝	【振替休日】
5 火	正副会頭会議
6 水	
7 木	
8 金	
9 土	
10 日	第9回モ・リ・シェ (詳細下記)
11 月	
12 火	第6回常議員会
13 水	
14 木	もりやま創業セミナー (詳細右記)
15 金	
16 土	
17 日	第153回日商簿記検定試験 冬ホテル点灯式 中山道灯りめぐり・中山道いいなめぐり
18 月	秋の健康診断 建設部会 視察研修
19 火	女性会 講習会・役員会
20 水	
21 木	
22 金	秋の健康診断 商業部会 役員研修会 市長との懇談会
23 土・祝	【勤労感謝の日】
24 日	福祉住環境コーディネーター検定試験
25 月	
26 火	工業部会 視察研修
27 水	法律相談 五部会合同ゴルフ大会
28 木	商業系三部会合同視察研修
29 金	もりやま創業セミナー (詳細右記)
30 土	

## もりやま創業セミナー ジブンの未来をRe・デザインする

### 11/14\* お仕事が増える! 福を招くコミュニケーション術

時間 13:30 ~ 15:30  
会場 守山市立図書館 多目的室  
受講料 無料  
講師 千代里 氏 (随筆家)



### 11/29金 幸せになる働き方 たりつたのはみんなが対等であること

時間 13:30 ~ 15:00  
会場 守山市立図書館 多目的室  
受講料 無料  
講師 中村 朱美 氏  
(株)minitts 代表取締役



詳細やお申込については、  
本誌折込チラシや当所ホームページをご覧ください。  
<http://www.moriyama-cci.or.jp/event/sougyou.html>



## 会議・イベント 開催 報告 MORIYAMA

### 役員会・総会

#### 第5回常議員会 10/15 (火)

- 議案
1. 臨時議員総会提出案件について
  2. 第13期役員を選任作業について
  3. 第13期常任委員会の委員並びに金融審査会の継続設置と委員等の委嘱について
  4. 令和元年度優良従業員表彰式並びに会員交流会について
  5. 新入会員の承認について
- 

#### 第13期議員全員協議会 10/15 (火)

- 議案
1. 1号議員、2号議員、3号議員の確定について
  2. 会頭の選任方法について
  3. 副会頭、専務理事の選任について
  4. 常議員、監事の選任方法について
  5. 今後のスケジュールについて
- 

### 部会

#### 建設部会 集中豪雨水害防止奉仕作業 9/25 (水)

場所 守山市立速野小学校  
グラウンドの排水用側溝に溜まった土砂の除去作業を、小型ショベルカーと軽ダンプカーを使って行われました。



#### 建設部会 湖南四市商工会・商会議所 建設部会連絡会 10/2 (水)

研修会  
隈研吾氏設計による「守山市立図書館」見学会  
懇親会  
ライズヴィル都賀山



### 青年部・女性会

#### 女性会 守山市長と語る会 9/18 (水)

内容  
・新市庁舎について  
・守山市に対する女性会からの要望事項について



#### 青年部 臨時総会・OB会との合同交流会 9/27 (金)

場所 パルテスパーツィオ  
議題  
・令和2年度青年部会長予定者選任について  
齋藤 一馬氏 ((株) 齋藤工務店) が次年度会長予定者として承認されました。



#### 青年部 近畿ブロック大会越前おおの大会 10/12 (土)

場所 福井県大野市  
内容  
・記念式典  
・分科会  
・大懇親会



#### 女性会 滋賀県商工会議所連合会女性会連合会 視察研修会 10/16 (水)

場所 (株) 平和堂本部  
内容  
・社屋見学  
・講演 (株) 平和堂 代表取締役会長兼CEO 夏原 平和 氏  
・懇親会



### セミナー・説明会

#### もりやま創業セミナー ジブンの未来をRe・デザインする 10/16 (水)

講師 青木 千草 氏 (ヨガスタジオCHITTA 代表取締役)  
テーマ 経営者がハマる! 未来を予約する手帳術



### 駅前イベント情報 駅前総合案内所 TEL(514)3765

## 第9回 モ・リ・シェ開催のお知らせ

日時 令和元年11月10日(日)10:00 ~ 17:00  
場所 モリーペーストラルコート  
内容 守山の地域資源を使った商品や地元のこだわり雑貨の販売、抽選会、英語落語などのステージ発表をお楽しみ下さい



【お問合せ】 駅前総合案内所

---

### 第8回ドールハウス作品展

11月4日(月) ~ 10日(日) 初日午前10時から最終日午後4時まで  
ドールハウス作品約20点を展示。今回の合同の作品テーマは「六角の建物」。回ごとにテーマを決めて同じ型の建物から全く違う作品に。是非、小さな世界に入り込んで下さい。

### 第16回墨友会展

11月11日(月) ~ 17日(日) 初日午前10時から最終日午後3時まで  
風景画を中心として、身近な自然や静物画を墨の濃淡、にじみの偶然性、伝統的な技法等により作成した水墨画作品12点を展示。

■ [mada mada]でお気に入りを見つけよう 展示販売あり

11月18日(月) ~ 24日(日) 最終日午後4時まで  
こだわりのインポート生地等を使った「一点もの」バッグなど約60点を展示。見た感じのかわいさだけでなく、軽くてしっかりとして使いやすいところにもこだわっています。是非、手に取ってご覧になって頂きたいです。

### (手作り作品) みてみて私の手作り 展示販売あり

11月25日(月) ~ 12月1日(土) 初日正午から最終日午後4時まで  
カーディガン、ベスト、ポンチョ、小物などの手作り作品約30点を展示。



## 消費税率引上げに伴う経理処理

令和1年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されました。また、増税に伴いキャッシュレスのポイント還元制度も始まりました。会計処理についても、注意が必要です。今回は、ある会社で経理を担当しているAさんを変えて座談会形式でお伝えします



ある会社で経理を担当しているAさん



酒屋 就一  
税理士



樋上 永寿  
税理士

**Aさん** 消費増税や新制度を踏まえ、普段の処理で注意しなければならないことはありますか。

**酒屋** まずはきちんと税率をわけて会計処理をするということです。増税により消費税の税率が3区分に分かれることとなります。

**Aさん** 8%と10%なので2区分ではないんですか。

**樋上** 消費税には国税の消費税と地方消費税があり、その税率が旧税率と新税率で変わるので注意が必要です。具体的には、次のような3区分に分かれます。

区分	適用時期	9/30まで		10/1から	
		旧税率	軽減税率	標準税率	
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%	
地方消費税率		1.7%	1.76%	2.2%	
合計		8%	8%	10%	

**Aさん** 同じ8%でも旧税率と新税率で違う処理が必要になるんですね。

**樋上** 会計ソフト等の入力の手間が少し増える感じですね。軽減税率用の科目を新たに作るなど工夫するのもひとつかと思えます。

**Aさん** 売上については、補助金を活用して新しいレジを導入したので、設定を確認しておきます。経費についてもどの区分になるのかレシート等で確認しながら処理していかないとイケませんね。

**樋上** もしも受け取った領収書に8%や10%の表記が無かった場合でも、取引の実態に即して自分で追記することが認められていますよ。

**酒屋** 例年明けに1年分をまとめて入力していますという方が多いですが、その場合、区分経理を具体的にどうしたらよいか考えるのが遅くなるので、今年に限らずですが、なるべく早く記帳をしておいたほうが良いと思います。会計ソフトが古いままでは軽減税率の入力ができないという場合もあると思いますので、きちんとバージョンアップすることも必要ですね。会計処理自体はソフトが対応していれば区分して経理すれば大丈夫です。

**樋上** あと売上に関してなんですけど、経過措置の対象になる取引はきちんと自分で把握しておかないといけません。例えば建設業の方で平成31年の3月31日以前の契約分については

10月1日以降に完成した場合も8%の税率で取り扱うこととなります。賃貸契約も同じで、3月31日までに契約した部分については、次の更新時期までですけど、8%の税率の金額が続くこととなります。

**Aさん** うちの会社のように、軽減税率対象品目を取り扱っている会社の会計処理は実際難しいですか。

**酒屋** 会計処理自体はそんなに難しくないとはいえません。最初に話した通り、区分経理、つまり税率を区分して経理をしておけば確定申告書を作成することができます。

**樋上** 会計処理というよりは、その売上が8%になるか10%になるかの判断がちょっと難しいかもしれませんね。出前やケータリングはどちらなのか、あと店内で食べる場合はどのように判断するのかなど、実務的なところは知識として全社員で共有した方がよいと思います。

**酒屋** あとセット販売も要注意です。例えば紅茶とカップを一緒に販売した場合、合計金額が1万円以下(税抜)で食品が2/3以上であれば

8%になります。似たような商品を取り扱う事業者さんはこの辺りのルールもきちんと確認しておいてください。

**Aさん** 簡易課税制度を利用した場合の処理はどのようにになりますか。

**酒屋** 具体的な消費税の計算の話になりますが、簡易課税の方は売上を3種類(旧税率8%・軽減税率8%・新税率10%)に分ける必要があり、原則課税の方は売上と仕入両方とも3種類の税率に分ける必要がある、ということになります。そもそも軽減税率対象品目を扱わない業種の方は、売上は軽減税率8%がないので区分が2種類で済み手間が省けますね。

**樋上** そうですね、簡易課税をとっておられる方は売上の区分だけすればよいので業種によっては処理的に楽かもしれませんね。ちなみに簡易課税制度は受けようとする課税期間が始まるまでに届出を出す必要があるのですが、今回の増税に伴う特例で、令和1年10月1日から令和2年9月30日までを含む課税期間は、受けようとする課税期間の末日(個人の方は12月31日)までにせば簡易課税を受けられることになっています。



税理士  
樋上 永寿

樋上税理士事務所  
守山市吉身三丁目11-15  
南ビル2-A号  
TEL 077-582-7812  
<http://hinoue-tax.com/>

気さくで話しやすい、分かりやすい、そして元気がもらえる！そのような事務所を目指しております。

経営者は何かと孤独で悩みも多いもの。悩んだり、考えが煮詰まった時は、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。「幸せ」実現のために精一杯、応援・支援させていただきます。



税理士  
酒屋 就一

酒屋就一税理士事務所  
守山市守山四丁目7-4  
TEL 090-9697-3829  
<https://ssakaya.sakura.ne.jp/>

キャッチフレーズは“一燈をもって一隅を照らす”

お客様が課題に直面した際、一燈を持って駆けつけ、明りを掲げるような、かけがえのないパートナーでありたいと考えております。

趣味は弓道(5段)。「的を射た」アドバイスをさせていただきます。



熊本市に本社、銀座に東京事務所のある「ファクトリエ」というファッションブランドを展開するライフスタイルアクセント株式会社という中小企業がある。主事業は、スーツ、ジャケット、パンツ、シャツなどのファッションアイテムや、靴、バッグ、靴下といったファッション雑貨の商品企画・小売業で、創業は今から7年前の2012年。現代表である山田敏夫氏がスタートした。

同氏は1982年、熊本県生まれ。実家は100年以上続く老舗婦人服店である。大学在学中にフランスへ留学し、グッチ・パリ店に勤務。帰国後、同社を創業した。創業の目的は、実家もそうであったが、日本の縫製業界を再生したいという強い思いからである。

日本の縫製業界は、かつては世界各国に輸出するほど威勢を誇っていたが、今や見るも哀れなほど衰退してしまい、縫製品の国産化率は3%程度にまで落ち込んでしまっている。

もとより、それは需要が減退したためではない。事実、縫製品の市場供給量は過去30年間、右肩上がりだからである。つまり、海外進出した日本のブランドメーカーや、国内輸入商社、さらには海外メーカーが、中国やバングラデシュなど、海外工場で生産した縫製品を最も安定したマーケットである日本に怒濤(どとう)のごとく流入させたからである。

一方で、国内にわずかに残っている下請け縫製業者には、国際価格という名の下に、低単価発注や買いたたきを行ってきたからである。多くの縫製業者は価格競争に嫌気が差し、廃業の道を選んだ。

こうした現状を踏まえ、何とか国内の縫製業者を再生したいと、同氏はグッチ・パリ店勤務などの経験を生かし、工場直結ファッションブランド「ファクトリエ」を立ち上げたのである。

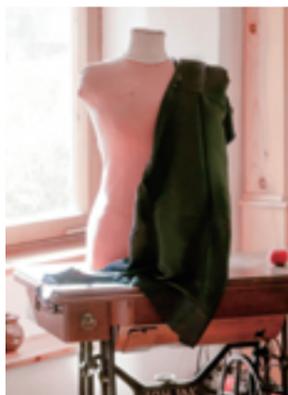
同ブランドは商品企画や開発、さらにはリアル店舗やネットでの直接販売を担い、生産は全て国内縫

製業者に依頼している。ユニークなのは、その値段の決め方で、一般的には小売希望価格になるが、同ブランドは全てメーカー希望価格で買い取っている。つまり、依頼した縫製業者の言いなりの値段で、一切値引きをせず、引き取っているのである。

それでも、その商品が市場で高い評価を得ているのは、同ブランドが縫製業者にアドバイスし、機能性やデザイン性、さらにはコーディネートなどで、その商品に絶大な付加価値を付けているからである。

ちなみに、先日、同ブランドの銀座店に立ち寄った際、靴下を購入した。1足2000円と少々高額であったが、商品名には『永久交換保証』の表示があった。

余談であるが、同ブランドのこうした取り組みにより、すでに30社以上の縫製業者が元気を取り戻しているという。



人を大切にする経営学会 会長

**坂本 光司**  
さかもと こうじ



1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。全国各地のものづくり企業、自治体、地域商社やDMOなどを取材、地域に持続的に稼げるビジネスをつくることをテーマにした著書『地方発ヒットを生む逆算発想のものづくり』がある。全国の商工会議所などで地域活性化や名産品開発を支援する講演などを実施している。

時代を読み解くツボ

『世界では既に始まっている5G』



来年に東京2020大会を控え、移動通信網(携帯電話・スマートフォンの通信ネットワーク)が「4Gから5G」に進化する。5Gとは「5th Generation」、つまり「第5世代移動通信システム」のことで、最近では「大容量の映画でも数秒でダウンロードできる」と紹介されるなど、各種メディアで取り上げられる機会も多い。

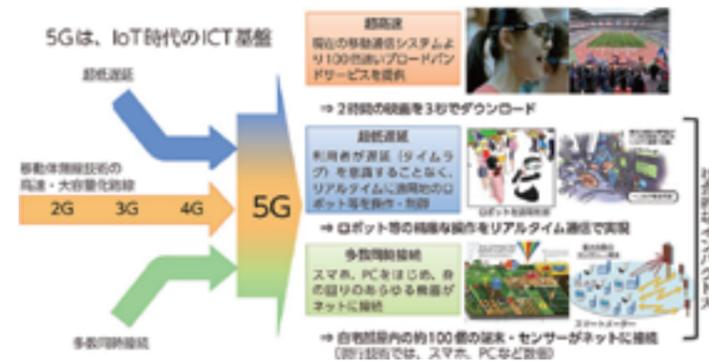
5Gは、4Gと比較して「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」の三つの革新が図られている。「超高速」は直感的に分かりやすい。つまり大容量のコンテンツでも高速に通信できるということで、冒頭の「映画の高速ダウンロード」はこの超高速化によって実現される。4Gまでの進化の系譜を引き継ぐ、連続的な技術革新といえるだろう。

「超低遅延」とは、通信の遅れが低減され、通信のリアルタイム性が高まること。携帯電話やスマートフォンを利用する際にはそれほど気にならないかもしれないが、ロボットを遠隔制御するような、通信のわずかな遅れが致命的になるような用途に求められる要件だ。そして「多数同時接続」だが、これは現在、特定のエリアで通信する端末が多くなると、通信が混雑してつながらなくなることがあるが、そのような事態を回避するための要件である。

「超低遅延」と「多数同時接続」は、4Gまでの進化の過程ではそれほど注目されてこなかった非連続な技術革新といえる。これは携帯電話やスマートフォンといったパーソナルデバイスよりも、大量のセンサーやロボットをネットワークに接続する際に有効となる。つまり5Gはあらゆるモノが通信するIoTの時代を見据えた通信インフラなのだ。これは消費者のライフスタイルのみならず、さまざまな産業のビジネスを革新するものであり、5Gが注目を浴びている理由もここにある。

日本では2020年に開始される5Gだが、世界ではすでにサービスを始めている国もある。特に先行

するのは米国と韓国であり、米国四大キャリア(ベライゾン、AT&T、Tモバイル、スプリント)や韓国三大キャリア(SKテレコム、KT、LGユープラス)はいずれもサービスを開始。欧州では英国やドイツ、スペイン、イタリア、北欧の国々で、中東やオーストラリアでも一部の通信キャリアから提供されている。日本のサービス開始時期は、世界的に見れば早いわけではないが、5Gの本質は「ライフスタイルやビジネスをいかに革新するか」にあり、国内通信事業者は早くから用途開発を進めてきたという意味で、遅れてはいない。



出典：総務省 5G説明資料

株式会社野村総合研究所 | CTメディア・サービス産業コンサルティング部  
テレコム・メディアグループマネージャー



**亀井 卓也**  
かめい たくや

情報通信業界における経営管理、事業戦略・技術戦略立案および中央官庁の制度設計支援に従事。近著に『5Gビジネス』(日本経済新聞出版社)。

# 令和元年度 優良従業員表彰式のご案内

「日頃の頑張り」「永年の功績」に感謝の気持ちを！貴社(店)従業員を推薦されませんか？

## 優良従業員表彰式とは

貴社(店)の事業発展に貢献された従業員の皆様に、感謝の気持ちを伝える表彰制度。

昨年度は、13事業所29名の方が、表彰を受けられました。

人手不足の時代となり、従業員の定着が多くの企業の課題となっています。「頑張っている従業員に、感謝の気持ちを伝えたい」とお考えの事業主様、従業員の定着とモチベーションアップに、ぜひこの機会をご利用ください！

詳しくは、本誌折込チラシに記載されている要領等をご参照の上、永きにわたり貴社(店)の発展に貢献された方をご推薦くださいますようお願い申し上げます。



**日時** 令和2年2月7日(金)  
15:00 ~ 19:00 (14:30受付)

**会場** 琵琶湖マリオットホテル  
守山市今浜町十軒家2876  
TEL 585-6100

**内容** 【第一部】優良従業員表彰式  
15:00 ~ 15:50  
【第二部】記念講演会  
16:00 ~ 17:30



講師 歴史コメンテーター  
**金谷 俊一郎 氏**

**テーマ**  
「歴史から学ぶ魅力あるリーダー像  
～光秀の野望、信長の野望～」

【第三部】受賞祝賀・会員交流パーティー  
17:40 ~ 19:00

【申込先】 守山商工会議所 TEL582-2425 FAX582-1551

## 商工ジャーナル令和2年1月号(新春号)のご案内

### 配布について

もりやま商工ジャーナル『あすのたね』令和2年1月号(新春号)は昨年と同様、新聞折込みによる市内全戸の配布となります。各事業所へ個別に配布することはございませんので、予めご了承ください。尚、所報の配布をご希望の事業所におかれましては別途配布を致しますので、事務局までお申し出ください。

### 広告掲載募集

もりやま商工ジャーナル『あすのたね』令和2年1月号(新春号)は、市内の各家庭に新聞折込みを致しますので、多くの市民の方の目に止まります！  
会員事業所様より広告掲載を承っておりますので、掲載希望の方は是非お問合せ下さい。

【お問合せ先】 守山商工会議所 TEL582-2425

## 新入会員紹介コーナー 新しい会員さんです。共に、がんばりましょう！(敬称略)

事業所名	代表者名	所在地	営業内容
猫きのこ	鯉田 ひとみ	水保町1411-33	弁当・仕出し
美心環境システム株式会社	小山 直志	立入町481	産業廃棄物処分量
未来コーポレーション	SINGH BHUPENDRA MAN	石田町593-8	一般建築工事
IFP株式会社	伊佐 嘉仁	京都府宇治市羽拍子町47-80	経営コンサルティング
MST構造設計	小林 理人	勝部4-3-11-309	建築構造設計

# お店

会員事業所訪問

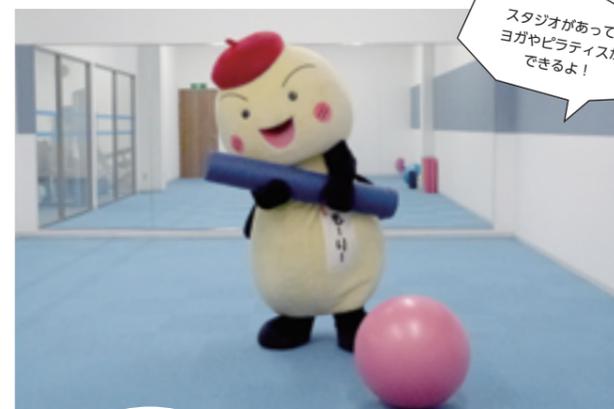


さあ始めよう、  
自分スタイルのフィットネス

## アクティブフィット24

アクティブフィット24ってどんなところ？

今年9月1日、水保町にオープンした24時間営業のフィットネスクラブです。有酸素マシン13台、トレーニングマシン、フリーウエイト、ケーブルマシンをラインアップしている本格的なジムであり、更衣室、シャワールームも完備しています。また、他の24時間フィットネスにはないスタジオも併設しており、ヨガ・ピラティスなどのスクール会員もございます。



スタジオがあって、  
ヨガやピラティスが  
できるよ！



**オーナーからの一言** さあ始めよう。自分スタイルのフィットネス。  
運動を始めたいが、忙しい…時間がない…でも大丈夫。24時間いつでも安心、安全に運動が出来る施設がここにあります。永遠のテーマの一つである「ダイエット」はもちろん「健康維持増進」「運動不足解消」「腰痛・肩こり・膝痛」などが解消できるでしょう。パーソナルトレーニングやスタジオレッスンもあり、あなたの希望が叶うはず。なかなか、スタートできないあなた。是非この機会にチャレンジしてください。

**あすのたね特典** 「あすのたね」を見たと言っていたらと…  
① 入会金 **無料** (3,000円)  
② 月会費1ヶ月 **無料** (6,000円)  
③ 水素水2ヶ月 **無料**



ランニング中～

## アクティブフィット24(Just Right企画)

代 菅原 拓也 所 〒524-0102 守山市水保町1133-1  
☎ 077-584-3301  
営 24時間営業(11:00～20:00スタッフ常駐) 休 定休日なし  
HP <http://www.activefit24.com>

アクティブフィット24 で検索



守山商工会議所活用ガイド >>>>

補助金活用と会議所の支援で  
売上UP

女性目線で提案する  
「女性のための車屋さん」

Dear sign (ディアサイン) 代表 堂国 亮平 氏

平成 25 年 1 月、守山市欲賀町で新車・中古車販売並びに自動車整備事業を開業された Dear sign (ディアサイン) 代表 堂国亮平さん。

開業当時、自社の事業を広くPRしたいと考えておられた中、小規模事業者持続化補助金の活用を知り商工会議所に来所されました。

堂国さんは、自動車整備の研磨技術を活かして「美しさにこだわる」をコンセプトに、自身に興味を持っていたギターの中古品を新品同様にリフレッシュさせて販売しようと、同補助金に挑戦され見事採択されました。専門家派遣によるアドバイスから、滋賀県の「経営革新計画」の申請にもチャレンジされ「全国初の自動車研磨技術を応用したギターポリッシュサービスの展開による売上拡大」として承認されました。

その後、本来の自動車販売事業へと事業展開す

るも、大手販売会社には敵わず思考錯誤の毎日で、様々な角度からの支援を求めて来られました。その都度、アドバイスを提案する中で、自動車の購入に関わるのは男性だけでなく、女性目線での着眼から、「女性のための車屋さん」として、奥様の奈見子さんがコーディネーターとして提案する取り組みを開始されました。

そうした中、昨年、当所が主催する「近江女子商人マルシェ」や「My Branding For woman」へ参加され、女性目線での自動車購入の提案が話題となり販路拡大につながりました。

「販売することがゴールではなく、スタート。長く安全に乗ってもらうためのサポートをしたい」と話す堂国夫妻。当所では、今後も経営支援策の提案や情報発信を通して伴走型支援に努めていきたいと考えています。

▼研磨技術を活かして  
経営革新を取得



▲女性目線で提案し「女性のための車屋さん」をとお話される奥様の奈見子さん

マル経資金

(小規模事業者経営改善資金)

経営改善を図ろうとする小規模事業者向けの **無担保・無保証人・低利** で融資する制度です。

融資限度額 2,000万円	利率 1.21% (9月2日現在)	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
------------------	-------------------------	---------------------------------

2019年4～9月度利用状況  
計8件 8,100万円 (270～2,000万円)

用途・仕入代金、人件費などの支払い  
・消費増税対応 等

ご利用には条件がありますので、まずは当所経営指導員にご相談ください。

困った時、迷った時は  
お気軽にご相談下さい！

- お店をもっと宣伝したいけどどの方法がいいのかわからない。
- 新商品開発のアドバイスが欲しい。
- 補助金制度を活用したいけど手続きが煩雑でわからない。
- 消費税が上がったけど、対応が終わっていない。
- 契約トラブルで弁護士さんに相談したい。  
…等、あらゆるお困りごとに対応

中小企業診断士・税理士・社会保険労務士・弁護士・弁理士をはじめ、様々な分野のスペシャリスト（経営アドバイザー）とも無料で相談いただけます。

守山商工会議所 貸会議室をご利用ください！

講演会・研修会・各種試験等は、是非当会議室を！！

※守山商工会議所 **会員事業所** は下記料金よりお得な**会員料金**にてご利用いただけます。

会議室名	収容容量	坪数/㎡	午前 9:00～12:00		午後 13:00～17:00		夜間 18:00～21:00	
101 号室 (スクール型)	32 名 机 11 脚	14.9 坪 / 49.1 ㎡	平日	3,000 円	平日	3,500 円	平日	4,000 円
			休日	3,500 円	休日	4,000 円	休日	4,500 円
102 号室 (口の字型)	24 名 机 8 脚	13 坪 / 43.1 ㎡	平日	3,000 円	平日	3,500 円	平日	4,000 円
			休日	3,500 円	休日	4,000 円	休日	4,500 円
103 号室 (口の字型)	10 名 机 4 脚	7.5 坪 / 24.8 ㎡	平日	2,500 円	平日	3,000 円	平日	3,500 円
			休日	3,000 円	休日	3,500 円	休日	4,000 円
201 号室 (コの字型)	30 名 机 15 脚	38.4 坪 / 126.8 ㎡	平日	9,000 円	平日	11,000 円	平日	13,000 円
			休日	11,000 円	休日	13,000 円	休日	15,000 円
大ホール (各自設営)	200 名 60 脚	86.8 坪 / 286.3 ㎡	平日	13,000 円	平日	17,000 円	平日	21,000 円
			休日	15,000 円	休日	21,000 円	休日	24,000 円
301 号室 (スクール型)	16 名 8 脚	8.2 坪 / 27.0 ㎡	平日	2,500 円	平日	3,000 円	平日	3,500 円
			休日	3,000 円	休日	3,500 円	休日	4,000 円

※上記料金は一般料金(税別) ※空調使用の際は別途空調料必要 ※レイアウト変更自由

当所ホームページにていつでも空室確認および仮予約が可能です。営業時間外でもご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

<http://www.moriyama-cci.or.jp/conference/index.html>

守山商工会議所 会議室 検索



守山商工会議所会員限定

貴社の宣伝 商工会議所でしませんか？

■チラシ折込 ■ 10,000円(税別)

一般の新聞折込とは異なり、約 1,250 の当所会員事業所並びに関係団体へダイレクトにお届けできます。

<p><b>Point1</b> コスト削減</p> <p>DMを普通郵便(定形)で送ると @84円×1,250通=150,000円(税込)</p>	<p><b>Point2</b> 面倒な封入作業は一切不要！</p> <p>封入作業は当所で行うので、期日までに折込必要部数を持ち込むだけ</p>	<p><b>Point3</b> 各種サイズに対応！</p> <p>A4(210mm×297mm)以内であれば、どんなサイズもOK！二つ折りやリーフレット、小冊子も可</p>
--	---	---

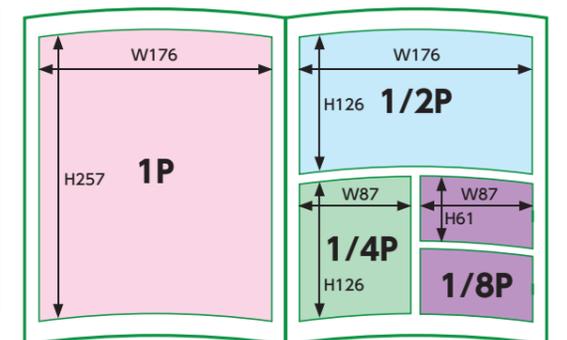
■広告掲載 ■ ※会員限定

会員事業所のみならず、守山駅・守山市役所・公民館等の公共の施設を通じて、より多くの方へPRが可能です！

<p><b>Point1</b> ホームページへ掲載</p> <p>守山商工会議所のホームページにも掲載されるので、会員事業所だけでなく、一般の方へもPR可能</p>	<p><b>Point2</b> 年間契約割引有</p> <p>新春号を除く11か月間掲載する年間契約なら、特別割引料金で掲載可能(要問合せ)</p>
---	---

カラー	料金	
	裏表紙	中面
A4 1P (H257×W176)	50,000円	40,000円
A4 1/2P (H126×W176)	30,000円	25,000円
A4 1/4P① (H126×W87)	20,000円	15,000円
A4 1/4P② (H61×W176)	20,000円	15,000円
A4 1/8P (H61×W87)		10,000円

※所定の掲載枠が埋まり次第、締め切ることがあります。



お申し込み、お問い合わせは、守山商工会議所 広報担当まで





**当センターでは  
人材の確保・  
従業員の再就職・  
出向を支援  
しています**

**確かな実績と信頼**  
昭和62年に経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。

**相談等の費用は無料**  
情報の提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。

お気軽にご相談下さい

公益財団法人 **産業雇用安定センター** 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階 TEL 077-526-3991 FAX 077-526-2761 <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

**モリヤマスポーツ Group**  
www.morispo.co.jp

スノーボード・スキー専門店	スノーボード専門店	サッカー・フットサル専門店	スポーツ用品専門店
---------------	-----------	---------------	-----------



**MORISPO**

滋賀本店 077-581-2000  
大阪池田店 072-751-3000  
大阪東大阪店 072-965-3000



**MORISPO**

京都京都店 075-623-1000  
愛知大高店 052-621-1200  
愛知一宮店 0586-81-1900  
愛知春日井店 0568-85-8700  
期間店 名古屋店 052-265-0200



**Stadium MORISPO**  
Football shop

京都伏見店 075-604-3000  
大阪吹田店 06-6193-3333  
大阪高槻店 072-676-5555  
兵庫西宮店 0798-42-1000

Sports Shop  
**WINNER**

滋賀 近江八幡店 0748-32-3303

サッカー・野球・アウトドアウェア専門店

**Morispo**  
ATHLETE

滋賀 大津店 077-547-5030

**企業内人権問題  
啓発ビデオ貸し出します**

企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを目指し啓発推進に努めましょう。

※当所では企業内人権研修がより一層充実、強化されるよう啓発ビデオの無料貸し出しも行っております。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、守山商工会議所 企業内人権担当  
担当者 柴田 ☎ (077) 582-2425



**今月のたね** 15日締めで集計し、翌月号にて結果を発表致します。

守山商工ジャーナル「あすのたね」読者へのアンケート調査です。ご協力をお願いします。

Q.消費税率の引上げから1ヵ月経過して、会社への影響は…?

( 1 2 3 4 5 )  
好影響 ← → 悪影響

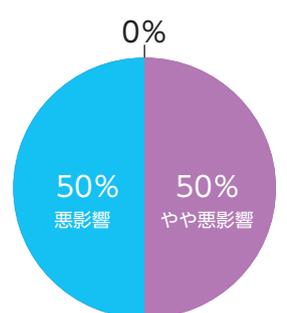
回答方法

※QRコードまたはURLよりアクセスしてご回答ください  
<https://forms.gle/93mQZaGKNXVjnf86>



**先月のたね**

消費税引上げによる会社への影響は…?



1 好影響  
2 やや好影響  
3 影響なし  
4 やや悪影響  
5 悪影響

消費税率の引上げについて一言！  
・5%に引き下げが良いと思います。  
・8%と10%の区別がややこしい。